

平成26年 第1回定例会

3月6日から19日まで開催

※報告……………2件

※辺地対策総合整備計画の変更……………1件

※一般会計・特別会計予算の議案……………12件

※条例の廃止……………2件

※条例の一部改正……………11件

※工事請負契約の締結……………1件

※同意……………1件

※発議……………2件

※陳謝等……………5件

本会議での討論

●議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

反対討論【加藤亮輔】

消費税増税に伴う条例改正だが、公共料金分については、課税標準に対する消費税額を

控除することができ消費税額を同額とみなすので、消費税額は発生しない。納税しなくてもよいなら村民からの徴収は必要ないと考える。しかし民間企業との取引から生じる消費税増税分が上乗せされるが、今までの条例の枠内で徴収額が処理できると思う。厳しい状況の中、営業と暮らしを続けている村民に増税分を安易に負担させることには反対。

賛成討論【松本喜美人】

消費税の転嫁を円滑かつ適正に進めることを目的とした「消費税転嫁対策特別措置法」が、平成25年10月1日に施行された。特別措置法の趣旨に鑑み、消費税の申告の有無にかかわらず経費の部分は課税仕入れにあたり、その分運営が厳しく困難となってくる。これを回避し、この事業が円滑に行われるためにも、この条例を提案どおり改正する必要がある。

●議案第14号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

反対討論【加藤亮輔】

今回の改正案は部分的に不都合と思われるところだけを改正しているため、条例規則など全体的に整合性のとれたものとなっていない。下水道担当者の調査、管理、運営業務を軽減するためにも、前から提案しているように加入分担金を廃止し、分担金を払った人は、たったの3人なので、差額を返金し、今後混乱と複雑さは引きずらないよう整合性のと

れた条例、規則の改正を行うよう、村長の英断を期待して、今回の条例改正に反対する。

賛成討論【太田 修】

提案内容は徴収猶予基準の見直しであり、また、滞納処分を職員に委任するために必要な条を追加する条例改正などである。減免は負担を軽減や、免除するものであり、徴収猶予は先送りするものである。全く違う性質のものである。反対討論で言われることの意味は、意味が異なるものであると思う。また村長は徴収職員に対し、徴収職員章を交付し、徴収事務の合理化を図るものであります。今回の条例改正により、地方自治法などとの整合性がとれ、かつ簡潔になると思う。

●議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算

反対討論【加藤亮輔】

毎年ローリング方式で計画内容を精査し、村民が本当に何を望んでいるかを見極める事が大切。初めからスノーハープローラースキーコース